

令和6年7月5日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 中尾正俊
(公印省略)

令和6年度における「外来データ提出加算」等の取扱いについて

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年度における「外来データ提出加算」(生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱの加算 50点)等の施設基準等につきましては、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和6年3月5日付け保医発0305第6号)」に示されておりますが、下記のとおり、具体的な手続き等の取扱いについて、厚生労働省保険局医療課より事務連絡が発出されておりますので、ご連絡申し上げます。

○外来データ提出加算の概略は、次のとおりです。

①添付ファイルならびに以下ウェブサイトを参考に手続きを進める。

近畿厚生局「外来／在宅／リハビリテーション データ提出加算に係る取扱いについて」

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/iryo_shido/date-teishutu_00001.html

2024年度 外来医療等の影響評価に係る調査 調査手続きの流れ

https://www.gairai.jp/2024/chosa_flow.html

②所定ファイルのオンライン提出が原則とされている。

③所定ファイル概要

- 1) 『外来EF統合ファイル』: Eファイル(診療明細) + Fファイル(行為明細)
- 2) Eファイル(診療明細) 及び Fファイル(行為明細) は原則、レセコンから出力。
- 3) 外来Eファイルと外来Fファイルを作成するプログラムは、事務局は配布していない。
- 4) レセコン等からEファイル、Fファイルを出力、統合、作成。
- 5) EファイルとFファイルを統合する機能(外来EFファイル統合機能)が実装されている
外来データ提出支援ツールは、外来医療等調査事務局のホームページにて公開。

④スケジュール例(令和6年度 第2回目)

- 1) 様式7の10 届出期限: 8月20日(火) 【提出先: 近畿厚生局調査課】
～外来医療等調査事務局において担当者登録が完了した際、登録完了及び調査案内のメールが各医療機関の連絡担当者宛に送信される。
- 2) 試行データ 作成対象月: 9月、10月
- 3) 試行データ提出期限(オンライン): 11月21日(木) 12時(配送: 11月20日)
- 4) 様式7の11 提出と受理: 12月 【提出先: 近畿厚生局指導監査課】
- 5) 加算開始: 令和7年1月
- 6) 本データ作成対象期間(年4回提出 第1回): 令和7年1～3月
- 7) 本データ提出(年4回提出 第1回): 令和7年4月17日(木) 12時(配送: 4月16日)

また、外来データ提出加算等に関する説明会動画については、下記ホームページに掲載されておりますのでご参照ください。

掲載URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39991.html

◇令和6年度における外来データ提出加算等の取扱いについて（抜粋）

（令 6. 4. 30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

1 外来データ提出加算等の届出を希望する保険医療機関の手続きについて

（1）必要な届出等の流れについて

- ① 当該保険医療機関は、施設基準通知に定める様式7の10を、令和6年5月20日、8月20日、11月20日又は令和7年2月20日までに地方厚生（支）局医療課長を經由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。なお、複数の外来データ提出加算等の届出を希望する場合は、該当する項目にチェックし届け出ること。
 - ② 様式7の10の届出を行った保険医療機関は、当該届出の期限となっている月の翌月から起算して2月分（当該届出の期限が令和7年2月20日である場合のみ、当該届出の期限となっている月を含む2月分）の試行データを作成し、外来医療等調査事務局に提出すること。なお、厚生労働省保険局医療課（以下「保険局医療課」という。）が様式7の10を受領した後、外来医療等調査事務局より試行データ作成に係る案内を電子メールにて送信するので、これに従って試行データを作成すること。
 - ③ 保険局医療課は、外来医療等調査事務局に提出された試行データが適切に作成及び提出されていることを確認した場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、保険局医療課からの事務連絡（以下「データ提出事務連絡」という。）を当該医療機関の担当者あてに外来医療等調査事務局から電子メールにて送信する。あわせて、地方厚生（支）局医療課長等あてにデータ提出の実績が認められた保険医療機関を通知するとともに、当該通知を厚生労働省のホームページへ公表する。
 - ④ データ提出事務連絡を受けた保険医療機関は、施設基準通知に定める様式7の11を用いて地方厚生（支）局に届出を行うことで、外来データ提出加算等を算定することができる。なお、複数の外来データ提出加算等について届出を行う場合は、該当する項目にチェックし届け出ること。
 - ⑤ 様式7の11の届出を行った保険医療機関は、算定が開始される月の属する四半期（※）からデータを作成（以下「本データ」という。）し、「外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査」実施説明資料（以下「調査実施説明資料」という。）において指定する期日及び方法により、外来医療等調査事務局に提出すること。
- （※）第一四半期は診療報酬改定の施行月を除く2月分であり、第二四半期は診療報酬改定の施行月を含む4月分となるため留意すること。なお、令和6年度の様式7の11の受理日及び作成すべきデータの関係については以下のとおり例示を示す。特に初回の届出となっている5月31日までに様式7の11が受理された場合についての作成すべきデータの扱いについては上記の限りではないため留意すること。

様式7の11 受理日	算定開始月	本データ作成 開始四半期	オンラインによる提出期限
～5月31日（金）	6月～	4月、5月	令和6年7月18日（木） 12時00分00秒まで ※配送の場合：7月17日（水）
～6月3日（月）	6月～	6月～9月分	令和6年10月17日（木） 12時00分00秒まで ※配送の場合：10月16日（水）
～7月1日（月）	7月～		
～8月1日（木）	8月～		
～9月2日（月）	9月～		
～10月1日（火）	10月～	10月～12月分	令和7年1月16日（木）12時00分 00秒まで ※配送の場合：1月15日（水）
～11月1日（金）	11月～		
～12月2日（月）	12月～		
～1月6日（月）	1月～	1月～3月分	令和7年4月17日（木） 12時00分00秒まで ※配送の場合：4月16日（水）
～2月3日（月）	2月～		
～3月3日（月）	3月～		

（2） 試行データの作成及び提出方法について

本データに準じた取扱いとするため、提出用データの作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。また、試行データの作成対象月及び提出に係るスケジュール等を以下の表にまとめたので、併せて参照すること。

	様式7の10 届出期限	試行データ 作成対象月	オンラインによる試行データ提出期限
第1回目	5月20日	6月、7月	令和6年8月22日（木）12時00分00秒まで ※配送の場合：8月21日（水）
第2回目	8月20日	9月、10月	令和6年11月21日（木）12時00分00秒まで ※配送の場合：11月20日（水）
第3回目	11月20日	12月、1月	令和7年2月20日（木）12時00分00秒まで ※配送の場合：2月19日（水）
第4回目	2月20日	2月、3月	令和7年4月17日（木）12時00分00秒まで ※配送の場合：4月16日（水）

（3） 本データの作成及び提出方法について

本データの作成等は、保険局医療課が、様式7の11を受理した後、外来医療等調査事務局から本データ作成等に関する案内が電子メールにて配信されるため、当該連絡に従い本データを作成すること。その際の作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよ

く参照すること。なお、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発 0305 第4号）に定めるとおり、データの提出を行っていない場合又はデータの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた場合、当該月の翌々月以降について、算定できなくなるため、十分注意すること。なお、遅延等とは調査実施説明資料に定められた期限までに、外来医療等調査事務局宛に当該医療機関のデータが提出されていない場合（提出時刻が確認できない手段等、調査実施説明資料に定められた提出方法以外の方法で提出された場合を含む。）、提出されたデータが調査実施説明資料に定められたデータと異なる内容であった場合（データが格納されていない空の媒体が提出された場合を含む。）をいう。

2 その他留意事項等について

(1) 様式の提出先については、以下のとおりであること。

①「様式7の10」近畿厚生局 調査課

〒541-8556 大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館3階

②「様式7の11」近畿厚生局 指導監査課

〒540-0011 大阪府中央区農人橋 1-1-22 大江ビル8階

③「様式7の12」（辞退届）近畿厚生局 調査課

- (2) 令和6年度診療報酬改定の施行は令和6年6月1日となるが、5月20日までの届出についても新様式での提出とする。ただし、既に提出の場合は旧様式での受付も可とするが、旧様式で様式7の10の届出を行う場合は、1加算につき1届出とし、表題において届出を行う外来データ提出加算等の種別を判読できるようにすること。
- (3) 外来データ提出加算等に係る施設基準は、様式7の10の届出時点で満たすことは必須ではなく、様式7の11の届出時点で満たしていれば良いこと。
- (4) 当該調査年度において、データの提出に遅延等が累積して3回認められた場合には、3回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出（様式7の12の提出）を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から外来データ提出加算等が算定できなくなる。なお、「遅延等」の考え方は1の(3)と同様である。
- (5) データ提出等に関する連絡は、1(1)③のデータ提出事務連絡を含め様式7の10にて登録された連絡担当者へ保険局医療課担当者又は外来医療等調査事務局より、原則、電子メールにて送信されるため、確認漏れのないよう注意すること。
- (6) 外来医療等調査事務局メールアドレス support@gairai.jp
当日16:30までに問い合わせのあった質問については、基本的には当日中に返信する（土日、祝日及び年末年始を除く）。

つきましては、本件につきご了知いただきますとともに、貴会会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001